

## 令和元年度第1回富田林市入札等監視委員会（会議の概要）

1. 開催日時 令和元年5月21日（火）午前9時～

2. 開催場所 富田林市役所 2階 201会議室

3. 議 題

（1）入札及び契約手続きの運用状況等について（平成31年1月～3月）

①工事の発注状況について（報告）

（2）発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議（平成31年1月～3月の3ヶ月分）

① 「H30 宮町二丁目地内行止り生活道路工事」

② 「平成30年度富田林市MCA防災無線等設置工事」

③ 「20180904 災害滝谷公園他倒木等撤去工事」

④ 「(H30-農) 梅田井堰改修工事」

⑤ 「第三中学校プールコンクリートブロック塀改修工事」

### 【質問・意見等】

委 員 工事の具体的な中身をもう少しだけお聞きしたいのだが、案件①は舗装工事をしたという事でよろしいか。

担当課 アスファルトの無い地道にアスファルトを掛けるという工事です。

委 員 元々無かった所にか。

担当課 はい。

委 員 案件④ですが、転倒ゲートというものについて詳しく聞きたいのですが。

担当課 今回は、梅田井堰といまして、河川に溜まる泥を一時的に放流させるためのゲートになるのですが、設置からかなりの年数が経っており老朽化が激しくなり、扉体の方がかなり朽ちている状態でした。そのため、管理して頂いている梅田水利様の方から改修の依頼がありまして、扉体の取り替え及び機械施設の塗装の塗り替えをさせて頂いております。

委 員 扉というのは、完全に壊れて動かなくなっていたのか、もう壊れそうだという状況だったのかというのは。

担当課 基本的には、もう使用できないような状態でした。

委 員 分かりました。

委 員 案件④の、当初参加していた業者が1社で不成立という事になっているが、この落札された業者は、最初の参加者の1社ですか。

事務局 当初の条件付一般競争入札の時の業者でした。

委員 辞退された業者が7件あるが、辞退理由は何か。

事務局 現場代理人・技術者を配置できないというのが3社。手持ちが多いというのが1社、見積金額が合わないというのが1社。自社都合が2社の7社となります。

委員 案件②の無線工事ですが、平成18年からやっておられるが、いつまで続くのか。

担当課 今回の予定で、大阪府が200年に一度の雨で洪水になり得る個所というのを浸水想定区域として出されています。その区域を対象に整備しているが、目標として令和2年度で終了予定です。但し大阪府が再度1000年に一度の洪水の区域を今見直しているという報告も来ていますので、もしかしたらその発表によっては年度が延びるかも知れません。区域が確定していないのでそこは不明確ですが。現時点では令和2年度までです。

委員 今回の予定で、平成18年度からこの業者を使っている訳ですよ。これが令和2年で一応終了予定という事か。

担当課 はい。

委員 これは非常に専門的ですよ。予定価格を積算するときに、他の工事や製造なんかと同様に、市の方できちんと積算できるのか。

担当課 防災無線としての積算歩掛りというのは見受けられないが、国の方で河川の砂防部局でダム監視で、例えばダムが決壊する恐れがある時のスピーカーの放送設備というのが有るが、その歩掛りを準用して積算しております。

委員 我々は素人なのですが、こういう専門的なものについては、業者が主導権を取って、積算をしているのではという感じを持つ訳なのですが、その辺りはどうか。

担当課 可能な限り国の提示されている歩掛を採用しているが、一部どうしても業者の見積もり額に依存している部分は若干ございますので。そこは、交渉はしている状態です。

委員 それらを少しでも防ぐために、出来るだけ余り長いのは・・・長いのが絶対にいけないという訳ではないが、適正な価格を求めるために、余り長いのはどうかなという感じはする。

委員 今回の案件なのですが、ライセンスを持っているのがこの業者という事なのですね。

担当課 はい。

委員 その保守管理もこの業者に任せているのか。

担当課 スポット点検という契約で、年一回全子局回って頂いて正常に作動しているか、バッテリーの状況はどうかというのをチェックして回る契約も別途行っております。

委員 点検は別契約という事ですか。

担当課 はい。

委員 その点検については、他の業者でも可能なのかここで無いと無理なのか。

担当課 ここで無いと出来ません。

委員 分かりました。

委員 無線制御システムのプログラムに付随する著作権に関する許可が必要とあるが、もう少し分かり易く説明頂けますか。

担当課 具体的に申しますと、屋外拡声子局の制御について、消防署にある親機が制御しています。夕焼け小焼けを6時に定時放送で流すであるとか、J-ALARTの放送を受信して拡声子局一斉に作動させるであるとか。例えば土砂災害の時だけ選択して拡声子局を放送するであるとか、そういうシステムが絡まりあっているのでその業者にとりなっています。

委員 その、著作権に関する許可と書いているのでね。これはどういう事か。

事務局 許可といいますか、その業者が作ったシステムになりますので。過去にも一度入札を試みていただいた事もあるのですが、別の業者が落札したが、結局その業者も工事の履行が出来ないという事で市へ届けを提出する状態に陥ってますので、結局はその業者しか拡声子局を登録することが出来ない状態になっています。

委員 そういうシステムになっているというのは、他の市町村でもそうなのか。

担当課 そうです。ほぼそうになっています。

委員 この業者が、ほぼ日本中を独占しているのか。

担当課 そうではないです。他社も数多くされておりますので、それぞれの自治体が導入しているシステムのライセンスを持っているところとずっと随意契約をしている。

委員 こういうシステムを入れる時に、かつて問題になったのはハードを0円で受けて、保守で利益を取っていた。だいぶ前に問題になりましたよね。今はそういう事が無い様に規制しているとは思いますが、具体的にどういう風な規制というか制限をしているのか。これは物の入札ですよ。

担当課 これは、工事で材料・機器・工事すべてとなります

委員 それと点検もほぼセットになる訳ですね。

担当課       そうですね。

委 員       その時に、儲け過ぎない様にとというか、過去に問題となったのがハードはゼロで、保守点検ですごい儲けるという仕組みを今は出来ないようになっていると思うが。

担当課       価格的な話ですと、やはり保守点検の方が上がってくるとご指摘の通りだと思います。工事の方で下げて、保守の方で儲けにいくと言いますか、そういう事が起こり得る危惧もあるのですが、実際は契約額に関しましても、保守の方では全く桁も渋い状態ですので、その辺の御心配頂いている事は該当しないかなと思います。実際、どの様な規制と申しますか、指導をしているかというのは具体的にはあまり明確にはお答えできないのですが、基本はやはり適切な価格にもっと抑えると言いますか、そういう交渉は毎年重ねてしている状態です。

委 員       先ほど、この会社以外でもシステムは有るという事で、それで保守管理が高くなったらシステムごと入れ替えるみたいな事も検討することは有り得るのか。

担当課       有り得ます。入札とは話が反れてしまうかも知れませんが、実際MCAの防災無線に関しましては毎月ランニングが生じています。このランニングに関しては、当該業者ではなくてMCAの無線を監視している会社が有るのですが、そちらの方に毎月使用料をお支払いしている状態。それが適切なのかというのも担当課としては少し思っていますので、今後このシステムを別のシステムに入れ替えて、例えばランニングをもっと抑えられるのかその辺りも併せて検討したいなと思っています。

委 員       分かりました。

委 員       この業者がもし倒産したら、保守点検とかも出来なくなるわけですね。

担当課       正直なところを申しますとそうなります。

委 員       そこは大丈夫なのか。

担当課       万が一、倒産するかしないかというのはこちらで判断できかねるのですが、実際倒産して保守とか管理が出来ない状態になりましたら、先ほどのご質問いただいたのと少し重複するかもしれませんが、システムの入替え、設備機器は防災無線の外のスピーカーなどはそのまま、例えば無線機だけを入れ替え、制御するシステムだけを入れ替えて運用するという事は可能です。

委 員       平成18年度からされておられるから、この業者に対する支払いというのは相当な額になっているのでしょうか。

担当課       累計額は大きな額になります。

委員 幾らぐらいになりますか。ざっとで。

担当課 おおよそ、約3億だと思われま。

委員 案件③について、市内一円と書いてあるが、工事概要として公園3公園・街路樹7路線・その他6路線となっており、富田林市の倒木等の被害はこれで全部なのか。

担当課 全部では無く、ごく一部になります。

委員 では他の所はどうなっていますか。

担当課 他の所も、街路樹で言いますと植えている路線については、ほぼほぼ被害にあっています。公園につきましても、この案件ですと3公園ですが、それ以外にも公園の部署でも発注している関係もございますので。

委員 別に発注している訳ですね。

事務局 一覧の中で、33番は道路の倒木、37番は公園の災害復旧ということで倒木等になっています。

委員 工事場所という事で、市内一円となっておりますので、全てかなと。

事務局 複数で点々となっており、どこも書かずに市内一円と書いたり。

委員 富田林市内と書かれて、工事概要で書かれていれば分かるのですが、一円と書かれていたので分り辛かったです。

担当課 以後気を付けます。

委員 同じく案件③ですが、緊急突発となっているが台風が来たのが去年の9月で契約が今年の1月、4か月も空いていて緊急だというのはどんな事情なのか。

事務局 この緊急突発と言いますのは、まず台風が来て倒木等が発生している時に、担当課と事務局の方で突発協議を行い、現場への近さや会社規模等を考慮し業者を選定します。そして直ぐに工事を始めて頂きます。工事内容が確定した時点で精算設計を組んでその後に契約という形になりますので、契約時期がどうしても遅れてくることになります。

委員 今回は物凄い数だったと思うのですが、造園業者が多いのですがほぼ総動員したといった感じのイメージが有るのですが、そうした時にここはこの業者、そこはこの業者というところの基準が気になるというか、どの様に決められているのか。今みたいに近くとか規模とかも有ると思うが、今回は総動員ですよ。大きい所から決めていくのか、近い所から決めていくのか。

事務局 まず現場から会社の近さを第一条件で、その次がその近くに他の現場を持っておりその周辺をよく知っているなどの条件から選ばせていただく。ただ一番近い

業者に電話をして頂くが、他の現場で忙しく対応は無理と断られることもございますのでその時は次に近い業者とか、そういう形で順次決めていっています。

委員 殆ど市内の業者ですか。

事務局 市内です。

委員 それぞれ課ごとにするのか、それとも公園と道路が引っ付いていたら課を跨って一つの業者にという様な検討はするのか。

事務局 通報やパトロールで現場に行きますので、その際に公園の近くに木が有った場合に、同時に判断できれば一つの中で発注することになると思います。

担当課 今回の台風の時には災害対策本部が出来まして、各課からパトロール班が出ており、みどり環境課からこの公園は近くのこの業者でという事でその都度都度対応はしておるのですが、最終的な精算の仕方として公園は公園だけを精算するのではなくて、業者単位で精算した方が効率が良いという事も有り、公園で持っていた分についても、道路と合わせて発注精算という形を取らせていただいています。

委員 精算ではなくて、実際に頼まれる時に同じ業者で道路に行く、公園に行くと2回に分けると人工賃は2倍になりますよね。そこで道路と公園が近ければ、1日で済むので人工賃が半分になるなど、そういうことが有ると思うが市全体でされることは有るのか。

担当課 基本的な流れとしましたら、危険度の度合いからすると街路樹の方が危険度合いが高いので、まずは街路樹の対応。その後に公園の対応をするという様な原則的なことは共通認識では有ります。

委員 分かりました。

#### 4. その他

(1) 次回の開催日時について

(2) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について

#### 5. 出席者

委員 3名、工事関係課 9名、事務局 4名